

前橋市新議会棟建設基本計画

平成30年11月

前橋市新議会棟整備検討委員会

目 次

はじめに	1
1 新議会棟の検討経緯	2
2 主な関連計画等	3
3 議会棟の現状と課題	6
4 新議会棟建設の基本理念	8
5 新議会棟建設の考え方	
(1) 安全性・防災機能の確保	9
(2) ユニバーサルデザインへの配慮	10
(3) 円滑な議会活動と傍聴者等に配慮した環境整備	10
(4) 環境負荷低減への配慮	11
(5) 施設規模・ランニングコストの最適化	11
6 建築計画に関する考え方	
(1) 新議会棟の必要諸室の考え方	12
(2) 規模の考え方	14
(3) 敷地・建物配置計画の考え方	15
(4) 階層計画の考え方	16
(5) 諸室配置等の考え方	17
(6) 構造計画の考え方	19
(7) 建物デザインの考え方	20
(8) 設備計画の考え方	20
7 事業概要	
(1) 建設費等	22
(2) 財源の検討	22
(3) スケジュール	23

はじめに

現在、市庁舎周辺に配置されている市有施設は、様々な課題を抱えています。市庁舎の一部である議会棟（以下「議会棟」という。）、図書館本館、職員研修会館については、老朽化や耐震性等に課題があります。また、本庁舎については、市民ニーズの多様化や社会環境の変化による業務の拡大に伴い、執務室の狭あい等の課題が生じています。

本市では、以上のような課題を解消するため、市庁舎周辺整備検討委員会（平成25年6月設置）及び市議会市庁舎周辺整備特別委員会（平成26年9月設置）を立ち上げ、各種検討を行ってきました。

平成28年5月に「市庁舎周辺整備に係る基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定。さらに、平成30年3月に「市庁舎周辺整備に係る基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、市庁舎周辺を整備するに当たり、基本的な考え方を定めました。

この「前橋市新議会棟建設基本計画」は、基本構想の考え方を引き継ぎ、前橋市新議会棟整備検討委員会（平成30年4月設置）にて検討を行い、市議会との協議・調整を踏まえ、新議会棟の建設に当たり、基本的な計画をまとめたものです。

今後は、この計画を基に、基本設計及び実施設計にて具体的な内容を検討し、新議会棟完成に向けて取組を進めます。

1 新議会棟の検討経緯

基本方針において、「新議会棟は、現図書館本館の建物を生かした整備を基本に検討する。」としていたことから、現図書館本館を新議会棟として利活用できるか検討しました。しかしながら、コスト及び機能の両面で課題があることから、新議会棟の整備手法については、基本構想において見直しを行い、改築整備とすることとしました。

また、改築整備のスケジュールについては、平成29年4月に庁舎等の耐震対策強化が国の防災計画に位置付けられ、市として防災機能の強化及び議会棟の耐震化が急務となったこと並びに平成32（2020）年度までに議会棟の整備が完了した場合には、有利な起債の適用可能性があることを踏まえ、スケジュールの見直しを行い、早期に整備完了できるよう検討しています。

2 主な関連計画等

新議会棟建設に当たっては、本市が掲げる関連計画との整合性を図りつつ、具体的な整備に向けた検討を行います。

(1) 第七次前橋市総合計画

『新しい価値の創造都市・前橋』の実現を目指すため、まちづくりの柱の1つとして「都市基盤」を掲げ、人口減少・少子高齢社会に対応した都市基盤の構築を推進し、将来にわたり安全で、安心して暮らせるまちを目指すこととしています。また、この柱に基づく重点テーマを「都市機能の充実と安全・安心の確保」とし、更に推進施策の1つに「都市機能の集約と拠点性の向上」を位置付け、コンパクトで機能的なまちづくりを進めることで、快適で住みやすいまちを目指すこととしています。

(2) 前橋市都市計画マスタープラン

県庁・市役所周辺地区等の区域を都心核に位置付け、合理的な土地利用や都市機能の更新による商業・業務機能の拡充を図ることとしています。また、本庁地区のまちづくりの方針として、市及び県の行政サービスの中心機能を有する都心核の業務地としての形成を図ることとしています。

(3) 前橋市中心市街地活性化基本計画

市庁舎周辺整備に係る計画が予定され、業務機能等の集積が図られつつあることから、より効率的・効果的な活性化策を重点的に実施すべき「活性化区域」に位置付けています。

(4) ぐんま“まちづくり”ビジョン前橋市アクションプログラム

前橋市が目指すべき望ましいまちを実現するための重点プロジェクトとして位置付けられ、公的不動産の有効活用により、業務機能集約による利便性向上や中心市街地との連携強化のため、市庁舎周辺整備を検討することとしています。

(5) 前橋市市街地総合再生計画

計画地区内の特に重点的に再開発事業等の整備を促進する重点施策区域の拠点的要素として位置付けられ、より充実した公共サービスの提供と市民が親しみやすく利便性の高い「行政拠点」として、民間活力の導入を踏まえながら、公共施設の再編を検討することとしています。

(6) 前橋市立地適正化計画（平成31年3月公表予定）

都市機能の分布状況や既存計画での区域指定状況などから、前橋駅周辺や中心市街地周辺、市庁舎周辺を含む本庁地区を都市機能誘導区域として位置付けています。また、全市を支える中心拠点として高次の都市機能の集積を維持しながら、少子高齢社会を見据えた機能の強化を図り、多世代にわたって多くの人暮らし、集うにぎわいにあふれたまちづくりを進めることとしています。

(7) 前橋市耐震改修促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）に規定する特定建築物の耐震化目標は、前橋市の特定建築物については、平成32年度までに全ての用途で耐震化率100%を目指すこととしています。

(8) 前橋市公共施設白書

市有施設全体の現状と課題のほか、本庁舎、図書館本館・議会棟・職員研修会館も含めた主要な市有施設について、それら各施設の現状と課題について整理しています。

(9) 前橋市市有資産活用基本方針

本方針では、市有資産活用の方向性を「長寿命化の推進」、「保有総量の縮減」及び「効率的利活用の推進」の3点とし、市庁舎周辺整備の対象施設についても、本方針を踏まえた整備を検討することとなります。

(10) 前橋市公共施設等総合管理計画

長期的な視点で、長寿命化・更新・統廃合などを計画的に行い、財政負担の軽減、適切な行政サービス提供等を目指しており、市庁舎周辺整備の対象施設についても、本計画を踏まえた整備を検討することとなります。

(11) 前橋市市有施設予防保全計画

これまでの対症療法的に壊れてから直すという「事後保全」から故障・事故を未然に防ぐ「予防保全」に移行することが必要であるとしています。また、長寿命化設計指針として市有施設の新築、改築又は改修に当たっての基本的性能、高耐久性、省エネルギー・省資源、可変性等の基本事項を定めています。

3 議会棟の現状と課題

(1) 建物概要

市庁舎の一部である議会棟は、地上5階建て、延床面積は約3,800㎡の建物です。昭和41年に竣工してから52年が経過していますが、大規模な改修工事を行っていない状況です。

市庁舎（本庁舎・議会棟）の概要

	市庁舎	
	本庁舎	議会棟
建築年等	昭和56年建（築37年経過）	昭和41年建（築52年経過）
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
階数	地上12階地下2階	地上5階地下1階
延床面積	21,517.60㎡	3,806.74㎡



議会棟の外観

(2) 耐震性能

議会棟の耐震性能についてはI_s値(※)が0.32であり、基準となる値に比べ耐震性能が非常に低く、耐震性能の確保が急務となっています。

(※) I_s値：構造体の耐震性能を示す指標であり、0.6以上の耐震性能が必要となります。

(3) 老朽化等

昭和41年に竣工してから52年が経過しており、これまでに大規模な改修を行っていないため外壁、内装、設備等の老朽化や機能低下が進んでいます。また、議場等については、放送・音響設備等の議会運営に不可欠な設備機器等にも課題があります。

(4) ユニバーサルデザインへの対応

ユニバーサルデザインへの対応が十分とはいえない状況です。多目的トイレの設置・充実、フロアの改善等、議会傍聴に訪れる高齢者や障害のある方にも優しく使いやすい設備が望まれます。しかしながら、現在の建物は空間が限られているため、多目的トイレのほかスロープや十分な幅をもたせた通路等の設置スペースを確保することは困難な状況です。

(5) 防災機能の強化と本庁舎の狭あい等

市庁舎は、大規模災害が発生した場合、災害対応の拠点となるため災害対策本部等を迅速に設置する必要があります。その際には、継続的な活動を可能とするため、72時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼動可能とすることが望まれますが、十分な状況ではありません。

また、これまで本庁舎は市町村合併、国及び県からの権限移譲、福祉制度の拡充、市民ニーズの多様化等に対応してきたことにより、執務室が狭あい傾向にあります。

職員研修会館については、建物の耐震性能が低く老朽化も進んでいるため、機能移転後は除却を基本としています。このことから、必要に応じ、新議会棟を機能移転先の候補として検討することで移転完了を促進します。

4 新議会棟建設の基本理念

基本構想において、将来の本庁舎の建替えを見据えた市庁舎周辺整備の基本理念を掲げています。新議会棟の建設においても、同様の考えに基づき、基本理念の実現に向けた取組方策を検討します。

《基本理念》

- 市民・利用者の安全・安心の確保
- 市庁舎周辺の利便性・機能性の向上
- 市民・利用者にとって、親しみやすく魅力的な空間の創出

5 新議会棟建設の考え方

(1) 安全性・防災機能の確保

ア 耐震安全性

新議会棟では、大規模な地震発生時においても利用者の安全性を確保するとともに、被災後も速やかに業務が再開できることで災害対策活動の拠点としての役割を十分に発揮できる建物とします。

構造体の耐震安全性は、国土交通省が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(※)」の分類を参考にし、I類（災害応急対策を行う拠点）相当の性能とします。

イ 浸水対策

建設敷地は、前橋市洪水・土砂災害ハザードマップにおいて浸水想定区域に指定されていませんが、内水による浸水の可能性は否定できません。このことから、災害対策諸室、電気室及び機械室などの設備関連室は浸水の影響を受けない高さに設置し、災害時でも継続して機能できるように配慮します。

(※) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準：官庁施設の営繕等を行うに当たり、地震災害・津波災害及びそれらの二次災害に対する安全性に関する基本的事項を定めたもの（国土交通省 平成 25 年 3 月 28 日改正）

ウ 災害対策機能の強化

市庁舎は、大規模災害が発生した場合、災害対策の拠点となります。この役割を十分に発揮できるよう新議会棟に、災害対策本部、災害対策本部事務局及び危機管理室等の災害対策諸室を機能的に配置することで、迅速な初動体制の確保及び情報を一元的に把握することに努めます。

また、業務継続の観点から、災害による停電時の対応として、非常用電源設備を72時間稼動可能とし、災害対策諸室の活動や重要情報設備の稼動を支えます。さらに、必要に応じ、非常時のライフライン確保について検討します。

(2) ユニバーサルデザインへの配慮

年齢、性別、障害の有無によらず全ての利用者にとって使用しやすいユニバーサルデザインに対応した建物とします。多目的トイレの設置、車いす利用にも配慮したスペースの確保等、誰もが安全に安心して利用できる新議会棟を目指します。

(3) 円滑な議会活動と傍聴者等に配慮した環境整備

議会機能フロアには議場、委員会室をはじめ、正副議長室、議会図書室、議員応接室、議員控室、議会事務局等を配置し、動きやすく使いやすい動線及び適正なセキュリティを確保します。また、最適な放送・音響設備等の整備により運営設備の充実を図ります。

傍聴席については、傍聴しやすいレイアウトとし、バリアフリーや車いす用スペースも含め、十分なスペースを確保します。

(4) 環境負荷低減への配慮

エネルギーを有効活用するために適切な単位で調整できる空調設備及び照明設備の導入やLED等の省エネルギー機器の採用により省エネルギー化を図ります。

また、太陽光発電等の自然エネルギーの活用については、維持管理経費や災害発生時の活用方法及び効果を踏まえて検討します。

(5) 施設規模・ランニングコストの最適化

新議会棟の規模については、現議会棟の規模等を参考に防災機能強化、行政サービスの向上、本庁舎の狭あい状況の改善及び職員研修会館からの機能移転にも配慮しながら適正な規模を確保します。一方で、災害対策諸室の平時の会議室利用や議会と行政が相互利用できる議会委員会室の設置及び効率的な階層計画、諸室レイアウト計画等により全体規模の圧縮を図ります。

また、施設を継続していく上では、限られた財源による効率的な維持管理が必要となります。長期的な視点から耐久性のある建築材料の選定や清掃等の維持管理に配慮した建築材料の使用、設備機器の更新を見据えた平面・断面計画を行います。さらに、設備面においては、エネルギー使用量を効率化することで光熱水費や燃料費等のランニングコストの低減に努めます。

6 建築計画に関する考え方

(1) 新議会棟の必要諸室の考え方

次のとおり新議会棟の必要諸室及び面積を整理しました。今後、これらを参考に検討を深めます。

ア 議会機能

主な必要諸室一覧

(m²)

議場系		委員会室系	
議場	約 320	第一委員会室	約 150
傍聴席	約 100	第二委員会室	約 60
記者席		第三委員会室	約 150
録音室	約 40	第四委員会室	約 60
		議会運営委員会室	約 90
議員室系		その他	
議長室	約 60	議会事務局	約 120
副議長室	約 40	記録室	約 70
議員控室	約 500	応接室	約 60
議員応接室	約 40	議会図書室	約 70
		倉庫	約 100

傍聴席には車いすスペース及び親子傍聴席、理事者室、授乳室を検討します。

イ 行政機能（防災機能強化）

主な必要諸室一覧

(m²)

災害対策対応		業務継続対応	
危機管理室	約 150	情報政策課	約 310
災害対策本部会議室	約 140	マシン室	
災害対策本部事務局室・コールセンター／会議室	約 190		
無線室	約 20		
小会議室	約 60		

ウ 行政機能等（その他）

本庁舎の狭あい解消、既存施設（職員研修会館等）解体に係る機能移転、市民サービス及び利便性向上等を踏まえて必要となる諸室を総合的に検討します。

また、1階フロアについては、市民利用も踏まえたスペースとし、来訪者に市政情報を提供・発信できる場所とします。

新議会棟に配置する行政機能等（その他）の候補選定については、次の考え方に基づき検討を進めます。

配置候補選定の考え方

- ① 現に職員研修会館に配置され、解体後も引き続き本庁舎付近に配置することが求められるもの（例）

- 研修室、講師室、防災・備品倉庫
- 介護認定審査会室
- 男女共同参画センター

- ② 現に本庁舎外にあるが本来は本庁舎内又は付近に配置することが市民サービスの観点から望ましいもの（例）

- 消費生活センター

- ③ 現に本庁舎内にあるが新たに新議会棟に配置することで当該機能の充実強化に資するもの（例）

- 情報提供コーナー

- ④ 本庁舎の狭あい解消の観点から本庁舎内への配置の必要性が相対的に高くないもの（例）

- 監査委員事務局

(2) 規模の考え方

新議会棟の主な必要諸室に加え、廊下・階段・便所等の共用部分を考慮して新議会棟の規模を想定します。

議会機能が約3,400㎡から約4,400㎡、行政機能が約3,100㎡となり、全体の想定規模は、約6,500㎡から約7,500㎡となります。

現在の議会棟と職員研修会館を複合化することにより、機械室等のスペースや設備が統一され、施設規模の適正化及び維持管理コストの低減を図ることができます。

また、現在の議会棟の課題であるバリアフリー化への対応及び傍聴者等への適切な動線の確保、防災機能の強化、本庁舎の狭あい改善、市民サービスの向上等を図るために必要な面積を考慮します。

今回の新議会棟整備により、本庁舎の課題である狭あいの一部を改善することができますが、執務室のバリアフリー化、書棚等の安全な配置、書庫・倉庫不足等が全て解消するものではありません。これらの課題については、書類のペーパーレス化、執務室配置の見直しその他のソフト面の対応や既存施設の活用等による改善を別途検討します。

解体予定建物と新議会棟の想定規模との機能別比較

解体予定建物

区分	面積 (㎡)
議会機能 現議会棟の議会機能部分	約 3,150
行政機能 現議会棟の行政機能部分 約 660 ㎡ 職員研修会館 約 1,970 ㎡	約 2,630
合計	約 5,780

新議会棟

区分	面積 (㎡)	増加面積 (㎡)
議会機能	約 3,400～ 約 4,400	約 250～ 約 1,250
行政機能 行政機能 (防災機能強化) 約 1,000 ㎡ 行政機能等 (その他) 約 2,100 ㎡	約 3,100	約 470
合計	約 6,500～ 約 7,500	約 720～ 約 1,720

(3) 敷地・建物配置計画の考え方

基本構想において現在の本庁舎との接続及び利便性並びにコスト等を総合的に比較した結果、新議会棟の建設予定地は、現在の議会棟の南側付近としました。

駐車場との関係性、新議会棟の規模及び周辺環境や景観に配慮し、また、本庁舎との接続を想定して建物配置を決定します。

新議会棟の建設予定地



(4) 階層計画の考え方

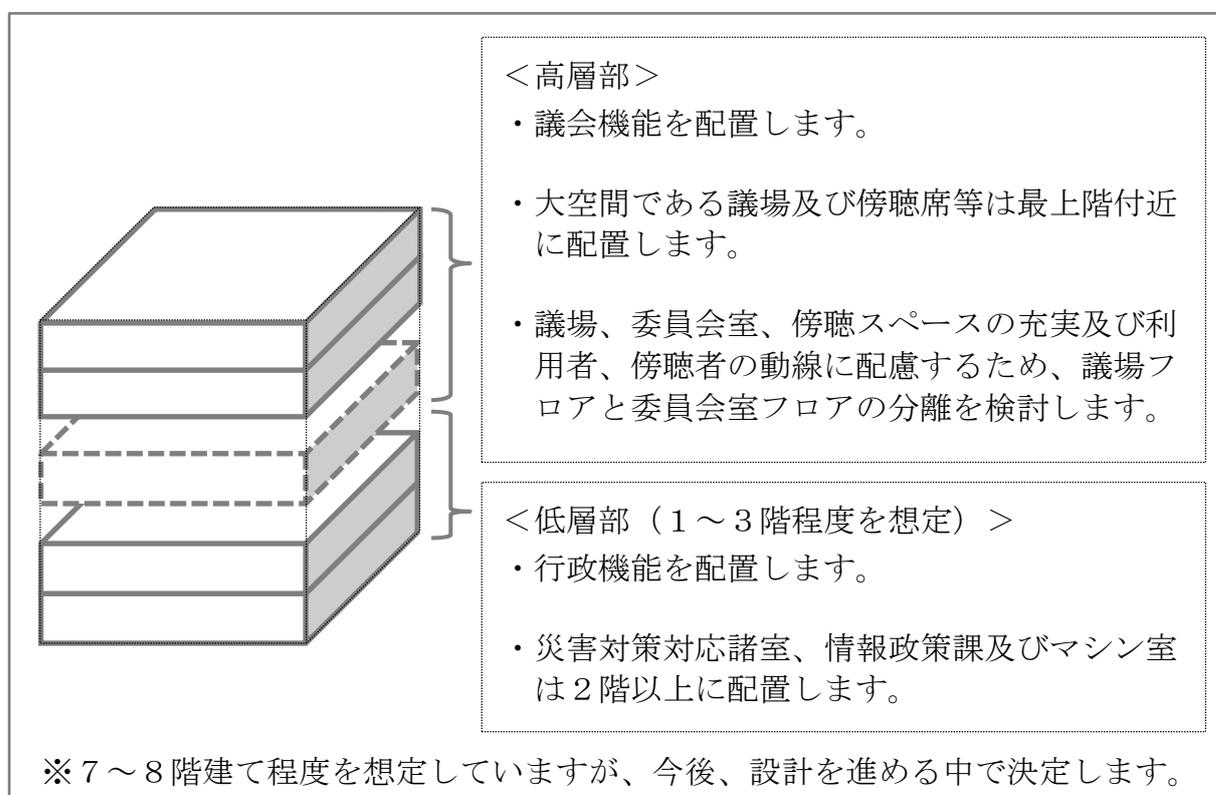
ア 基本的な考え方

建設敷地を有効利用するために効率的かつ機能的な階層計画とし、上下階への移動をスムーズに行うためのエレベーターの適切な設置など、障害のある方や高齢者をはじめ、誰もが利用しやすい建物とします。

また、ゾーニングを明確にすることで、適正なセキュリティを確保します。

効率的・機能的	バリアフリー	セキュリティ
大規模な内部吹抜け空間は設けずに効率的な構成とします。	E/Vの複数設置による円滑な移動を確保します。	来訪者・利用者の安全を確保した構成とします。

イ 階層構成のイメージ



(5) 諸室配置等の考え方

ア 議会機能関係

- (ア) 議長室、副議長室、応接室、議会図書室、議会運営委員会室、議会事務局、記録室の配置は同一フロアを基本とし、円滑な議会運営ができるよう機能的で使いやすい配置とします。
- (イ) 議場内はバリアフリー化を図り、議場への出入りについては、議長席の後方を含め3方向とします。
- (ウ) 第一委員会室と第二委員会室を隣接及び第三委員会室と第四委員会室を隣接することで、必要に応じて2室を一体利用できる配置とします。

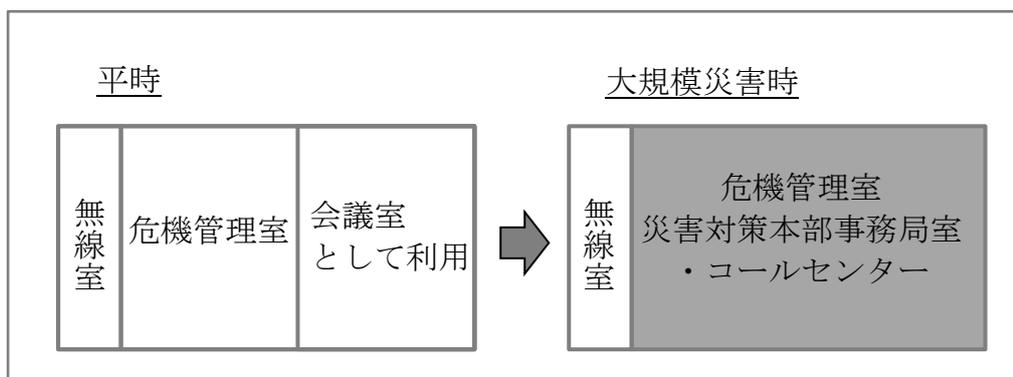


委員会室の一体利用のイメージ図

- (エ) 議会事務局の配置は、来訪者の出入りを確認できる位置とします。
- (オ) 議長室と副議長室の間に応接室を配置します。
- (カ) 各フロアは、セキュリティ区分のしやすい諸室配置とします。
- (キ) 給湯・流し設備は、各階設置を基本とします。

イ 行政機能（防災機能強化）関係

- (ア) 危機管理室、災害対策本部会議室、災害対策本部事務局室・コールセンター及び小会議室は、同一フロアとします。
- (イ) 危機管理室及び災害対策本部事務局室・コールセンターを隣接します。災害対策本部事務局室・コールセンターについては、平時は会議室として使用しますが、大規模災害時には危機管理室と一体利用できる可動壁とすることで、情報の共有及び一元的な把握を可能とする体制を確保します。



一体利用のイメージ図

- (ウ) 危機管理室と無線室は隣接とします。
- (エ) 小会議室は、関係機関の衛星無線使用を想定し、南側に配置します。
- (オ) マシン室への入室は、情報政策課執務室を経由することとします。

ウ その他

- (ア) 必要に応じ、サブエントランスを検討します。
- (イ) 多目的トイレを設置します。
- (ウ) 職員及び議員の更衣室を設置します。
- (エ) 有事の際においても、来訪者及び利用者が安全に避難できる経路の確保や設備を検討します。

(6) 構造計画の考え方

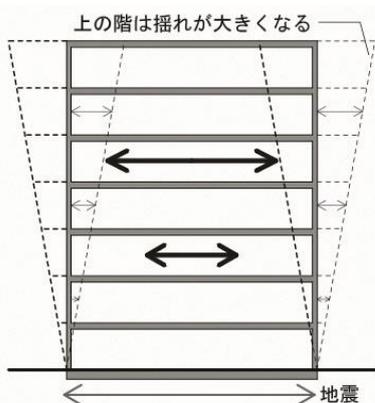
構造計画に当たっては、敷地、地盤、建物の規模、費用対効果及び構造形式の特徴等を十分に把握しながら進めることとします。

耐震構造は、建物の柱や梁を太く頑丈にすることで建物自体の強度を高めますが、地震時は建物本体や設備機器が損傷し、家具の転倒等が発生する可能性が高い構造です。

一方、免震構造は、建物と地盤の間に免震装置を設置し、地震の揺れを緩やかにすることで建物本体や設備機器の損傷を防ぐ構造です。家具の転倒等の可能性も低い為、耐震構造よりも高い機能保持が期待できます。

業務継続の観点からも免震構造を基本とし、設計段階において詳細を検討します。

耐震構造と免震構造の特徴

構造形式	耐震構造	免震構造
概念図		
概要説明	<ul style="list-style-type: none"> ○建物の柱・梁を太く頑丈にすることによって建物自体の強度を高める構造 ○構造部材によって地震に抵抗する考え方 ○地震時は、地震エネルギーが直接建物に伝わり、建物本体や設備機器が損傷し、家具が転倒する可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○建物と地盤の間に積層ゴムなどの免震装置を設置し、地震エネルギーを伝えづらくする構造 ○装置によって地盤と建物を遮断する考え方 ○地震の揺れを緩やかにすることで、建物本体・設備機器の損傷を防ぐ。家具が転倒する危険性も低いため、建物の機能を維持することができる。

(7) 建物デザインの考え方

周辺環境との調和を図り、良好な都市景観の形成に寄与する外観及び機能性を重視するとともに、明るく安心感があり親しみを与える新議会棟の実現に向け、次の考え方に配慮してデザインを検討します。

《建物デザインの考え方》

- 周辺環境と調和するデザイン
- 地域の特性を活かしたデザイン
- 安心感と親しみのあるデザイン

(8) 設備計画の考え方

環境条件、エネルギー事情等の諸々の条件を的確に把握するとともに、計画建物の利用形態等を十分に理解し、安全性、経済性、環境保全、省エネルギー、地球温暖化防止、防災設備の強化、保守管理の省力化等を考慮した設備計画を行います。

ア 省エネルギー性能

- (ア) 自然換気や自然採光を積極的に取り入れ、自然エネルギーを最大限活用します。
- (イ) 照明のLED化等により消費電力を抑えCO₂排出の削減を可能とします。
- (ウ) トップランナー基準の空調機やモーター等を採用し、地球温暖化防止に配慮します。

イ 議場システム・設備

(ア) 議会映像音響設備は、操作性は簡易でありながら時代やニーズに合わせたシステムを構築し、円滑な議会進行を可能とする機器を導入します。

(イ) 情報発信を積極的に行うためのICT(※1)化を図ります。

ウ 災害対策の拠点としての設備

(ア) 非常時用の自家発電設備、UPS(※2)を連携整備し、災害時に必要な重要機器に72時間の電力供給を可能とします。

(イ) 災害時の給排水設備の機能継続を計画します。

エ ライフサイクルコストの低減

将来にわたって省エネルギー性能を維持していくとともに、日常の機器運転、保守管理及び更新等の経費の節減を図り、ライフサイクルコストの低減を目指します。

(※1) ICT：情報通信技術の総称

(※2) UPS：無停電電源装置のことであり、突然の停電等が発生した場合でも一定時間電力供給する電源装置

7 事業概要

(1) 建設費等

建設費等の経費、財源は次のとおり想定し、その詳細については設計を進める中で算定します。また、財源についても、財政負担に十分に配慮するものとしします。

建設費等

概算 39～45 億円

(約6,500m²～約7,500m²)

- ・現時点で試算したものであり、今後変動する可能性があります。
- ・7～8階建て、免震構造の想定です。
- ・接続通路、外構、既存解体を含みます。
- ・備品、移転、本庁舎側の設備改修費等の経費は含みません。
- ・消費税(10%)を見込んでいます。

(2) 財源の検討

有利な財源である緊急防災・減災事業債(※1)、防災対策事業債(※2)の活用を予定しています。

(※1) 緊急防災・減災事業債：平成32(2020)年度まで活用を予定(充当率100%交付税措置70%)

(※2) 防災対策事業債：平成33(2021)年度以降の活用を予定(充当率90%交付税措置50%)

(3) スケジュール

新議会棟の建設は、議会棟の早急な耐震化の必要性及び有利な起債の活用や適用期限にも配慮し、以下のスケジュールで進め、平成33（2021）年度中の供用開始を目指します。

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
基本計画				
基本・実施設計				
文化財調査				
改築工事				供用開始
解体工事等				